

## 令和 4 年度福島県入札制度等監視委員会の意見聴取について

聴取団体：福島県総合設備協会

それぞれの質問について枠内にお答えください。なお、特にことわりがないものは貴協会としての内容をお答えください。

## 第 1 入札・契約制度に関する課題

## 1 入札・契約制度全般について

①県の入札・契約制度全般について、協会として、日頃感じていることや課題と捉えていることについて伺います。

**○「工事の請負契約に係る条件付一般競争入札参加資格の設定等に関する要綱」の見直しについて**

現在の県入札制度の根幹となる入札参加者の格付や地域要件等について定める「工事の請負契約に係る条件付一般競争入札参加資格の設定等に関する要綱」は、平成 19 年度の施行後 15 年が経過していますが、この間、東日本大震災の被災やその影響による県人口の大幅な減少、少子高齢化の進展、復興事業ピークアウト後の地域事業者数の減少等が顕著となっており、また設計金額も労務単価や資材単価のアップにより上昇してきています。

一方、近年の頻発大型化する災害や老朽化する公共施設の維持管理業務への対応が増大していますが、過疎化や少子化による地域人口の減少が進む中で、地域生活の社会基盤の守り手として建設事業者の役割は益々重要性を増しています。

入札制度での公正性・競争性等の確保はもちろん重要ですが、受発注環境を取り巻くこの間のこのような大きな変化を踏まえれば、地域住民や社会機能、地域生活を支える企業を守るため、入札制度の根幹は堅持しながらも、競争性の考え方や入札参加者の格付、地域要件等についてより地域性を高める方向へ見直しをしていく時期に来ているものと考えます。

**○災害復旧工事に係る公募型随意契約方式でのインセンティブについて**

災害出動を実施した後に、その災害復旧工事が多くが公募型随意契約方式で発注されますが、この方式では条件に合った企業は全て価格競争のみで参加できることになっています。総合評価方式においても災害出動実績者へは加点対象となっておりますので、当該現場の災害復旧に出動した者には当然その災害復旧工事への何らかのインセンティブがあるべきと考えますので、制度改善を要望します。

**○その他**

・県の入札では、電子閲覧及び電子入札システムによる入札が各部局に拡大され、応札者側にとっても入札に係わる事務作業が削減されております。今後ともこれらシステムの全部局での普及を要望します。

・入札制度が改善されても、工事の発注時期が集中すると現場代理人や技術者が不足してしまうことによりやむなく応札へ参加出来なくなるため、入札制度とともに工事発注の平準化も入札不調を防ぐ大きな要因と考えます。

## 2 地域の守り手育成方式について

①地域の守り手育成方式を試行導入した結果、どのような効果がありましたか、期待されますか。また、協会として、地域の守り手育成方式をどのように評価しているか伺います。

○設備関係工種では、令和2・3年度の契約状況が電気設備工事で2管内10件、暖冷房衛生設備工事で4管内14件であり、効果を明確にできる状況ではありませんが、本格的導入となれば下記のような効果が期待されると考えます。

地域の守り手育成方式により、施工実績が少ない地元企業でも受注機会が増え、今後この方式の発注件数が継続して増加することにより地元事業者の健全経営、雇用確保、地域のインフラ整備等、将来の地域の安心安全の確保、若手技術者の育成に繋がると考えます。

特に、比較的小規模な工事を他管内に出向いて経費や時間をかけて実施するよりも、地元に着して工事を受注できる機会が多いことが事業者の利益率向上や長期的な安定的経営に繋がるものと考えます。

また、総合評価方式では、「企業の技術力」等の評価項目により施工実績等のある企業が応札に有利になりますが、地域の守り手型方式は、一定要件を備えた認定企業による指名により施工実績が少ない企業でも対等に競争が可能となるため、新規参入しやすく県工事参加者の幅が広がる良い方式だと思います。

②設備関係の工事については、認定企業が少ないため運用できない管内があります。指名にあたって他管内企業を含めることについて、意見を伺います。

○設備関係工種については、各管内の認定企業数の不足により電気設備工事、暖冷房衛生設備工事ともに現在3管内のみの運用となっています。認定企業数「概ね12社」を満足させるために他管内まで枠を広げてしまうことは、競争性を重視するあまり当該管内の守り手企業を育成するという制度本来の趣旨にそぐわないものになってしまうことから他管内企業まで含めるべきではないと考えます。

仮に、他管内企業を含めた場合、地域の守り手育成方式対象の工事規模では、自管内企業より他管内から出向く企業は経費の増加により工事の利益率は薄くなるため、応札の可能性は自管内企業以上に低くなり競争性は高まらなないと考えられます。

③地域の守り手育成方式について、競争性・公正性・品質の確保を図るため、どのようなことを考えていく必要があるか伺います。

○競争性・公正性・品質の確保を図るためには、以下の点が必要と考えます。

①指名業者選考の段階でその工事内容に見合った技術力を持つ意欲のある事業者を偏りなく選考すること。

②できるだけ多くの指名業者が応札に参加しやすい運用に努めること。

上記の2点について、①の指名業者選考では、選考基準の「技術的適正」に当該工事同種類似工事の施工実績やその工事成績を加えてより得意分野の事業者を選考していくことと考えます。

また、②については、指名業者が応札に参加するかどうかの判断は、その時点の手持ち工事量、配置技術者の有無、当該工事が工事金額に見合う施工性(工事施工の困難さ)と利益確保の見通し等であるため、応札に参加しやすい運用とは、さらに工事全体の発注の平準化に努めるとともに、より早期の発注見通しの公表、さらに30,000千円以下の工事のうち「地域の守り手育成方式」「総合評価方式地域密着型」の発注方式の使い分けの「基本的な考え方」を予め公表するとともに、その考え方に沿った運用に努めることと考えます。

また、工事価格の積算に際しては、30,000千円以下の工事規模や使用資材ロットにより見合った単価設定やより現場条件に合った積算への配慮とともに、品質確保に向けてより適切な最低制限価格の設定が必要と考えます。

④地域の守り手育成方式について、「競争性・公正性・品質の確保」と「将来を見据え地元企業の存続を図ること」の両立を図るために、どのようなことを考えていく必要があるか伺います。

○地域の守り手育成方式については、「競争性・公正性・品質の確保」に重点を置いて運用を進めると施工実績や競争力のある企業に受注が偏ることとなり、地域を守る企業の幅が広がらない又は幅広い地元企業の育成に繋がらない恐れがあります。従って、「競争性・公正性・品質の確保」とのバランスの中で中小企業の育成や経営安定に配慮した運用が求められると考えます。

○地域事業者には、工事金額の大きい新設工事は総合評価方式により他管内企業が受注し、その施設の修繕や改修工事のみが地元企業に地域の守り手育成方式にて発注されることに違和感を持っている場合もあります。

従って、地域の守り手育成方式において「将来を見据えた地元企業の存続」とは、単に地元企業の受注機会の拡大による中小地元企業の経営安定化の目的だけでなく、総合評価方式で実績が少ない企業が30,000千円未満の地域の守り手育成方式による工事で施工実績を積み、上のランクの総合評価方式特別簡易型等にステップアップできる技術力をつけ、最終的には幅広い工事で受注できる企業を育てていくという視点も重視していくべきと思います。

⑤地域の守り手育成方式について、課題と捉えていることや意見（上記①～④以外）を伺います。

**【課題1】**

建設事務所管内毎かつ工種毎に概ね12社の認定企業がある場合に運用するとの基準が制限となり、建築設備工種の場合、制度運用は電気設備工事、暖冷房衛生設備工事ともに3つの管内に止まっています。

本来事業者数は、工種また管内により大きく差異があるものであり、競争性確保の観点から全ての工種・管内で一律同じ認定事業者数12社の基準で運用していくのは制度の地域的公平性が担保されていないと考えられます。

**【意見1】**

この制度が県内全地域で運用され制度効果が公平に発現されるために、その工種の管内事業者数に応じて認定企業数の基準を運用し、多くの管内で制度運用がされるよう12社基準の見直しをすべきと考えます。

**【課題2】**

「地域の守り手育成方式」は指名競争入札でありながら応札業者数が少ないという課題がありますが、電気設備工事・暖冷房衛生設備工事では8割を超える応札割合となっています。

一方で、応札した業者からは「この制度で発注される工事は、30,000千円以下の比較的小規模な工事であることもあり、応札しにくい手間の掛かる難しい工事が多いのではないかと」の声もあります。総合評価方式で発注した場合に不調の恐れが高い工事を「地域の守り手育成方式」で発注しているのではないかと懸念です。

これらの懸念は、設計金額30,000千円以下の金額区分の入札方式には「総合評価方式地域密着型」「条件付き一般競争入札」「地域の守り手育成方式」がありますが、30,000千円以下の工事をどの入札方式で発注するのかの基本的な考え方が明確でないことにもあると思います。

**【意見2】**

地域の守り手育成方式の促進を図る観点から、設計金額30,000千円以下の工事についてどの方式で発注するのかの基本的な考え方や基準を明確にして公表することにより、特に地域の守り手育成方式が応札しにくい工事に偏っているのではないかと懸念がないようにすべきと考えます。

### 3 総合評価方式について

#### ① 総合評価方式について、課題と捉えていることを伺います。

○現在の総合評価方式は、評価項目の「企業の技術力」及び「配置予定技術者の技術力」のうち特に施工能力・工事成績・優良工事等の実績による加点が多い企業に有利であり、これらの加点によりこの企業が受注した場合は、またこの受注実績が次公告工事の加点となり受注のインセンティブとなります。

また、総合評価方式による受注実績が多い企業は、その施工実績もあり「施工計画の適切性」の項目でも高得点を獲得する機会が多く、この工事实績が次工事の「技術提案」へも反映されることとなります。

これらの総合評価方式のシステムが要因となり、受注企業に偏りが生じてきており、常に受注できる企業と受注の機会に恵まれない企業が出てきている状況があります。

○価格・技術力・施工実績等を総合的に評価して落札候補者を決定する総合評価方式ですが、一方ではこのシステムにより地域の中で受注企業の固定化や偏りを生み出し、事業量減少の中で地域を守る企業数の減少に拍車をかけてしまうことに繋がる恐れがあると考えられます。

○工事受注は各々の企業努力による施工実績の積上げと日々の技術的研鑽に拠ることは基本ですが、様々な地元企業が安定した経営の中でその地域で担い手としての役割を果たし、健全な競争性を維持していくためにもより多くの企業が受注の機会がある方向への改善が必要と考えます。

これまでも入札制度の改正により、多くの企業の工事实績が評価され加点対象企業が広がる入札制度の改正がされておりますが、地域の多くの企業が経営継続できる環境へ向けてさらなる制度への改善を求めます。

○併せて、上記に向けた制度改正が、入札手続き、提案書作成に係る応札者の負担がさらに大きくなるのではという懸念もありますのでこれらへの配慮もお願いします。

#### ②総合評価方式の評価項目、配点、評価基準等について意見を伺います。

1. 現在は、土木部・農林水産部において地域の守り手育成型方式の試行や総合評価方式地域密着型の実施がされているところですが、設備事業者は常日頃より定期的に地域公共施設（学校・庁舎・病院等）の維持補修業務も担っているため、30,000千円以下の工事については土木部・農林水産部以外の部局においても総合評価方式地域密着型の導入をお願いします。

2. 4年度の改正において「除雪・維持補修業務の対象施設と業務内容」が明確にされ、庁舎や学校等公共的施設の年間契約による維持補修業務が明らかになったところです。

ついては、評価項目「企業の地域社会に対する貢献度」の選択項目「④除雪・維持補修業務の実績」について、一般土木工事、舗装工事に加えて、建築工事、電気設備工事、暖冷房衛生設備工事も対象とされるようお願いいたします。

3. 評価項目「企業の技術力」の「優良工事」について、受賞機会が少ない設備関係職種事業者の加点対象が広がるよう評価対象期間を10年度以内から15年度以内に延長をお願いします。

4. 上記①にも関連しますが、総合評価方式による受注では、その施工実績と企業努力により「施工計画の適切性」の項目でも高得点を獲得することが重要となっています。

「施工計画の適切性」の評価項目は、県が審査した各項目の合計点数により0点から10点まで11段階に配点されますが、各企業が提案した内容がどのように評価されて配点に至ったのかが分かりにくいとの声が多くあります。

ついては、各企業が次の公告工事へ企業努力による技術力研鑽に向けて手掛かりとなるよう、評価基準要点の公表や応札者からの配点の理由の問合せに一定範囲で対応いただけるよう配慮をお願いします。

## 第2 建設業界を取り巻く社会情勢や課題について

### 1 作業員の高齢化や労働者不足について

①作業員の高齢化や労働者不足の実情や、会員企業等の若手技術者や女性技術者を採用する取り組み事例等を伺います。

#### 【作業員の高齢化や労働者不足の実情】

復興・創生事業はほぼ完了して一時期の人手不足は緩和されていますが、建築設備業界においては作業員の高齢化が急速に進んでおり、若手20～30代は少なく50～60代が主力になっています。今後5年を過ぎると定年退職者の増加により技術者・技能者不足は深刻な状況になると考えられます。

高校の設備科卒の新卒者は、建設業以外の職種に就く場合も多く、新卒者の採用確保は非常に難しい状況となっています。たとえ新卒者を採用することができても2～3年で退職して建設業以外の職に就いてしまうことも多く、新卒者の定着のために「残業の縮減や休日の確保」「賃金のアップ」に努めていますが、賃金のアップについては先輩方の賃金とのバランスもあり苦慮しています。

新卒採用に加えて積極的に中途採用をしている企業もありますが、withコロナにより他業種企業の採用の増加とともに建設関係中小企業の人材確保は難しくなってくる考えられます。

将来に向けて、新卒者を含む新規者が入職しやすい週休二日制等も含む職場環境(賃金、休日、福利厚生)に改善していくことが急務です。

また、急速な世代交代により若い技術者が現場経験を多く積まないまま現場管理者になる場合もあり、「ベテラン技術者が若年技術者・技能者への技術技能の継承、現場管理業務やトラブル解決の方法等を適切に伝達していくこと」と「それぞれの立場に見合った早期の資格取得」も大きな課題となっています。

高齢者雇用について、各企業の高齢者作業員の安全環境を整えつつ高齢者の経験やノウハウを若手へ伝達するという視点で高齢者雇用を入札時の評価対象に加えることも考えられると思われま

#### 【若手技術者や女性技術者採用の取組事例等】

○電設業協会では、長年にわたり工業高校生等の現場実習を支援する「インターンシップ支援事業」を実施しています。支部毎に各会員企業が各学校から高校生等を3日間程度受け入れ、社会人研修、現場見学、電設工事・設計の実習等行っており、例年県内9校から100名程度の生徒を50社の会員で受け入れています。

「インターンシップ支援事業」の目的は社会貢献事業の一環ですが、インターンシップで研修に来た生徒を受け入れ会員企業に就職した事例は複数あります。ただ、これらが大きな新卒採用実績とはなっていません。

昨年度は、新規の県内高校2校を訪問して意見交換をした結果、新たにインターンシップ受け入れ対象高校となり、今年度からインターンシップ受け入れを開始したところです。

今後、高校電気科や進路担当の教諭との懇談会を開催して、生徒さんの進路につなげていくことも必要と考えています。

○空調衛生工事業協会では、各社の取組として以下を実施しています。

- ・会員が自社のリクルート動画を作成し、ホームページに掲載している。
- ・若手技術者を専門校(テクノアカデミー会津)に修学させ基礎を身に付けさせ適正配置を行うとともに、資格取得には助成を行っている。
- ・女性技術者に対して、各種申請、CADや専門知識を段階的に教育している。

2 頻発・激甚化する自然災害等への対応災害や除雪について、会員企業等の現場での具体的な対応事例等を伺います。

○令和元年度発生 of 台風19号豪雨被害への対応

1. 県北流域下水道事務所管理「県北浄化センター」への対応
  - ・元年10月18日に、県と電設業協会及び空調衛生工事業協会で締結している「大規模災害時の応急対策応援協定」に基づき県土木部長から両会長宛に応援依頼がある。
  - ・応援依頼に基づき、電設業協会と空調衛生工事業協会の福島支部会員それぞれ3社と6社が施設への流入水や汚泥により浸水した敷地内全ての建物設備の被災状況を調査し「被災状況確認シート」にまとめ県へ報告をした。
2. いわき市内県営住宅「鯨岡団地、叶田団地他、北好間団地、平赤井団地」への対応
  - ・元年10月15日に、県と電設業協会及び空調衛生工事業協会で締結している上記「応援協定」に基づき県いわき建設事務所から両協会会長宛に応援依頼がある。
  - ・応援依頼に基づき、電設業協会と空調衛生工事業協会のいわき支部会員それぞれ2社他と7社が床上上部まで浸水した県営住宅4団地の敷地内全ての住宅・建物設備の被災状況を調査し県へ報告した。
3. 台風19号その他
  - ・県北管内、いわき管内の施設管理者より直接会員に依頼があり対応した物についても合わせて県へ報告した。

○令和3年2月及び令和4年3月福島県沖地震被害への対応

県と「大規模災害時の応急対策応援協定」は発動されなかったが、県各施設管理者からの要請により給排水管の破断の応急修理、電気設備関係の調査を実施し県へ報告した。

○ボランティア活動（空調衛生工事業協会）

- ・断水があれば給水活動、水没した家屋土砂の吐き出しの手伝い等、積極的にボランティアに参加した。

○その他（空調衛生工事業協会）

- ・厳冬期の水道凍結修理、お盆年末年始等長期休暇の時は、地域の業者の当番制で、修理の対応を行っている。

3 資材高騰について

①最近の資材高騰(材料費、燃料費)が入札等に与える影響や懸念事項について伺います。

今般の急激な資材高騰については、公共工事においては1か月ごとの価格採用やスライド条項の適用などの対応がされておりますが、設計時と公告時のタイムラグにおいても実勢価格との差異が生じている現状です。このままの状況が継続すれば、現工事も赤字事業となる恐れが高く、入札の不調や落札業者の経営基盤を悪化させる懸念があります。

そのため、できるだけ公告時直前の実勢価格を採用していただくとともに、スライド条項の適用の際は、その適用が容易となるよう必要な書類の軽減等申請手続きの簡素化を要望しております。また、現在のスライド条項においては、「請負代金の1%を超える部分に限る」(単品スライド)等の制限により1%部分は受注者負担が発生していますが、この受注者負担がなくなるよう適用基準の緩和も必要と考えます。

また、価格高騰に関連して、コロナ禍による工場閉鎖や原材料不足、特に設備機器類では半導体不足により資機材(給湯器、ウォシュレット、照明器具等)の納期が読めない又は多くの日数を要する等の製品があるため、予めそれらを見込んだ工期の設定や納期遅延が発生した場合にも柔軟に繰越制度を適用するなどして工期延長等の対応をお願いしています。

これらの価格高騰対策や柔軟な工期の設定や工期延長等の対応が円滑になされることにより、事業者も安心して次の工事へ応札できる環境が整えられると思います。

## 4 ICTについて

①会員企業等のDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進に関する課題を伺います。

○建設業にも、改正労働基準法により2年後の令和6年4月から「時間外労働時間の上限規制」が適用となり、1年前の来年4月には「月60時間超の時間外労働時間賃金単価の割り増し」が施行されます。

これらも背景に工事現場の労働時間の削減に向けて取り組んでいますが、このためには会員企業全体のDX推進が重要な課題です。業務のデジタル化は現場管理におけるタブレットの活用など取り組みが進んでいますが、技術者間での年齢による差が大きく一体的にデジタル化の推進というよりも状況に応じて少しずつ進めているのが現状と思います。また、今後の効率的に扱える人材の確保や教育、どこにDXを活用できるかを判断できない点も課題です。

○県でも「現場と県監督員をつなぐ遠隔臨場システム」や現場管理を支援する「情報共有システム活用促進」等によりDXが推進され、当協会においてもこれらシステムの研修会を開催して会員への普及を図っていますが、さらに「遠隔臨場システムや情報共有システム」は、現場に負担の少ない受発注者間のコミュニケーションツールとして非常に有効と考えますので、建設事務所単位等よりそれぞれの現場に見合った細かな研修の開催を要望しています。

○機械設備工事において3D-CADを使用しておりますが、機械室の配管取合いの検討等大変有効です。課題としましては、ソフトが高額であること、操作するまでに一定の時間がかかり一般業務をしながら操作取得する体制が必要であること、建築・電気業者とのソフトの互換性の問題があります。

## 5 SDGsについて

①会員企業等のSDGsの取組みを伺います。

### ○会員企業におけるSDGsの取組み事例

- ・福島議定書事業への参加や各事業者の省エネや自然エネルギーへの取り組みやリサイクルを積極的に進めている。
- ・社内に省エネ推進委員会を設置して、SDGsの取組みの考え方を周知し、県が主催する「ふくしまゼロカーボン宣言事業」に継続的に参加している。
- ・工事において、地球温暖化防止の観点からごみの分別・減量・削減・リサイクルに努め、車両移動の際のCO2削減・抑制対策に向け「省エネ推進マイルール」を制定して省エネ運転を心掛け、車両の入れ替えの際には、積極的に省燃費車を計画的に導入している。
- ・「ふくしまSDGs推進プラットフォーム会員」に登録し、地球温暖化防止対策として社有車のハイブリット化を推進している。また、産業廃棄物、自販機のごみ箱を増やしゴミを再分別している。
- ・企業の社員へ健康配慮のため健康診断ストレスチェックの完全実施、その結果分析とその後の対応を積極的に推進している。

これらSDGsの取組みについて、入札時の総合評価の加点対象に加え、積極的に地球温暖化防止等対策を先導していくことも必要に思います。